

平成 28 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 花水木会

平成 28 年度 花水木会事業計画

介護保険制度導入から 15 年が経過しその間幾度と介護保険改正があったが平成 27 年度の制度大改革により大幅な基本単価の減額が実施され、ますます厳しい状況になった。

こうした国の制度状況のもと高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくなか、花水木会の基本理念である『地域住民の方々が安心して利用できる在宅介護サービスを安心提供する』という理念の基に、ノーマライゼーションの理念を尊重し地域住民と一体となり、安心してまた、老後に生きがいを持って暮らせるように支援する。また、地域における福祉サービス提供の拠点、地域の期待に応えられるように努力する。

さらに、「利用者が安心して利用できる施設」「家族が安心して預けられる施設」「職員が安心して働ける施設」を三本柱に以下のとおり事業を計画する。

1、理事会の開催

第 1 回（平成 28 年 5 月下旬）

- ・平成 27 年度花水木会事業報告について
- ・平成 27 年度花水木会決算報告について

第 2 回（平成 29 年 3 月中旬）

- ・平成 28 年度補正予算（案）について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び予算（案）について

その他必要に応じて臨時開催する

評議員会の開催

第 1 回（平成 28 年 5 月下旬）

- ・平成 27 年度花水木会事業報告について
- ・平成 27 年度花水木会決算報告について

第 2 回（平成 29 年 3 月中旬）

- ・平成 28 年度補正予算（案）について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び予算（案）について

その他必要に応じて臨時開催する

2、通所介護事業の経営

地域における福祉サービスの拠点を基に地域社会の期待に応えるべく 18 年間の実績を介護等に生かし、利用する人や家族が安心出来る「ゆとりある介護の充実」とともに、社会福祉法人として地域における公益的な取り組みを実施する責務があり、地域住民の方々に対し地域の一員として介護施設の長年蓄積された知識、実践及び経験等の資源を地域に有効的に提供し、超高齢化社会に寄与していくことを目標とする。

特に施設経営については無理無駄を省き固定経費の削減に職員一同鋭意努力し、職員の福利厚生に傾注し職員が安心して働きがいのある施設経営に努める。

3、居宅介護支援事業の経営

居宅支援事業は利用者並びに家族の意向に基づき「公正・公平・平等・中立」を基本に支援する。

また、職員は利用者並びに家族が安心して介護サービスを利用できるよう介護支援専門員としての資質向上と日々の研鑽と研修に努める。

平成 28 年度あかつきの郷事業計画

1、基本理念

あかつきの郷は『安心ある 楽しい暮らしを 支援します』を念頭に地域住民から役割と期待がよせられている。

そこに働く私たちは、関係法令を遵守すると共に利用者に対しノーマライゼーションと人権の尊厳、尊重の理念の基に専門的なサービスを提供する必要がある。また、地域社会の信頼を得るために、公正・公平・平等なサービスの充実の実現に努力する。

2、運営方針

(施設の使命)

あかつきの郷は、地域社会の支持を受けて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる自立支援の拠点となることを施設の使命とする。

(地域福祉の向上)

あかつきの郷の職員は、地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、医療、行政、保健福祉等との連携を強く持ち、介護知識及び技術の資質を磨き、地域福祉サービスの向上に寄与する。

(公正・公平・平等な施設運営の遵守)

あかつきの郷の職員は、高齢者の人権と生活を擁護するため、常に自己点検と意識向上を図り、公平・公正・平等を遵守した施設運営に努める。

(利用者個別対応の向上)

あかつきの郷の職員は、利用者一人一人の意思とニーズを尊重し、自己決定を尊重するとともに、通所介護計画に基づいた自立への実現を支援する。

(職員の資質・専門性の向上)

あかつきの郷の職員は、常に誠意をもって質の高いサービスを提供できるように日頃より実務・実技研修に励み、職員個々の特性を生かした資質の向上と専門知識の向上に努力する。

また、県の介護職員処遇改善交付金事業対象事業者承認を受け、キャリアパス制度による介護職員の職務能力の開発・向上を図り、福祉サービスの質の向上と組織の活性化に込め得る人材を育成する。

3、施設及び生活環境の整備

利用者が快適な環境で一日を過ごされるため次のことに留意し努力する。

- ① 施設備品の保全並びに環境美化
- ② トイレ・浴室・厨房等の清潔・整理整頓の実施
- ③ 利用者身の清潔保持
- ④ 疥癬・MRSA・インフルエンザ・ノロウイルス・感染性胃腸炎等感染症
予防対策の周知徹底及び食中毒防止の徹底
- ⑤ 新マッサージ器の導入とリンパマッサージ器具の導入

4、防火・防災訓練

消火設備・防火用機器等の定期点検及び整備を実施し、火災発生及び天災地変に備えての年 2 回の避難誘導訓練及び消火訓練等を実施して、不測の非常事態に即時対応できる体制の整備と周知徹底に努める。

また、東日本大震災における経験を生かし減災に努める。

5、職員の役割

《居宅介護支援事業》

①ケアプランの作成

②運行・車両管理の徹底

- ・安全運転管理者の設置
- ・賠償・傷害保険の加入（職員）
- ・車両の整備・点検の実施

③会議の開催

- ・居宅会議（企業内同和問題研修含む）・・・定例（毎月1回）
- ・利用者カンファレンス・・・毎日

※必要に応じ随時開催（各会議）

④企業内同和問題研修窓口担当者設置及び内外研修参加